

委託契約仕様書

1 事業の名称 医療関係者と連携した健康づくり支援に係るアプローチ事業

2 目的

市町保険者が行う保健事業をより効果的なものとするため、医療関係者との連携体制を整えることが必要であり、県内の課題について医療関係者等に情報提供を行っていくこととしている。

その一環として、二次性骨折予防が必要な被保険者へ保健指導を行うためのアプローチ法について、医療関係者等と検討する。さらに適正服薬や骨折予防について、医療関係者の見解やデータ分析などを踏まえた周知・啓発を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 骨折予防のための保健指導等についてワーキングの開催

受託者は、本事業のモデル保険者（以下「モデル市町」という。南あわじ市を想定）において骨折予防のための保健指導等について検討会（以下「検討会」という。）を実施する。

ア ワーキング（3回）は、メンバーをモデル市町へ参集して開催する。

イ ワーキングのメンバーとしては、モデル市町の関係部署と県国保医療課に加え、骨折予防の知見（介護・フレイルを含む）を有する学識、統計の知見を有する学識及び、モデル市町医療圏域の薬剤師会、理学療法士会、栄養士会からの出席を求め、各メンバーの日程を含めた調整を行うこと。（モデル市町の医療圏域外から参集する場合はオンラインでの出席も可能とする）

ウ ワーキングでは、次の内容について検討し結論をまとめること。

- ① 二次性骨折予防のために保健指導を実施する対象者の条件
- ② 上記保健指導の方法及び使用する媒体等
- ③ 骨折予防について普及啓発するための、動画の内容
- ④ 骨折予防について普及啓発するための、資材（チラシを想定）の内容
- ⑤ 適正服薬について啓発するための、動画の内容

エ ワーキングの開催にあたっては、受託者が進行をはじめとした運営を行うこと。（会場についてはモデル市町庁舎の借用が可能）

(2) 骨折予防のための保健事業等について検討会の開催

(1) ウにおいて検討した内容について、モデル市町医師会及び歯科医師会において諮り、モデル市町において骨折予防の保健指導が実施できるようサポートを実施する。

ア 検討会（2回）は、ワーキングのメンバーのうち、モデル市町及び必要なメンバー、モデル市町医師会及び歯科医師会の担当理事（計6名程度を想定）を参集し検討会を実施する。ただし、日程面等を考慮しオンラインによる開催も可能とする。

イ 会議当日に必要な配付資料の作成及び、説明に必要な関係資料を準備すること。

(3) 保健指導媒体の作成

(1) ウにおいて検討した②について、決定した内容をまとめるとともに必要な指導媒体を作成する。

ア マニュアルについては Word 等事業終了後も加工が可能な状態で作成し、指導媒体については A4 カラー（指導する専門職が活用するパネルで 4 種類程度を想定）で作成すること。

イ 作成した Word 及び PDF により納品された指導媒体デザインについては、県及び県内市町が増刷して使用できることとする。

(4) 普及啓発動画の作成

(1) ウにおいて検討した③⑤について、決定した内容を踏まえて啓発動画を構成する。

ア 県内市町ケーブル TV など放映することを目的として、1 単位 15 分の動画を 4 本作成。

イ 県及び市町が所有するサイネージや大型スクリーン、または県及び市町のアカウントを利用した SMS 等での放映を目的として、15 秒の動画を 2 本作成。

ウ 撮影に必要な機材や環境についてはモデル市町から提供が受けられることとする。

エ 検討会メンバーの解説等により動画を作成する場合は、(1)とは別に依頼し調整すること。

オ 作成した動画について、DVD 等により県とモデル市町に納品すること。

(5) 普及啓発

(1) ウにおいて検討した④について、決定した内容を踏まえて県内に啓発を実施する。

ア 啓発に使用するための資材等については、併せて PDF を県に納品すること。

イ PDF により納品されたチラシデザインについては、県及び県内市町が増刷して使用できることとする。

4 実績報告

事業実績について県が開催する県内市町向けの報告会において概要を報告し、3 (1)～(5)の業務の実施内容・結果について報告書にまとめて県に報告すること。

5 実施時期

実施内容		実施時期
3	(1) ワーキング開催	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月
	(2) 検討会の設定	令和 6 年 10 月頃と令和 7 年 1 月頃
	(3) 指導媒体作成、納品	令和 6 年 10 月～12 月
	(4) 啓発動画作成、納品	令和 6 年 10 月～令和 6 年 12 月
	(5) 啓発資材作成	令和 6 年 10 月～12 月
4	事業報告会	令和 7 年 3 月上旬
	事業報告	令和 7 年 3 月 31 日

6 委託期間 委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

7 その他留意事項

- (1) 上記5に記載の実施時期は目安であり、県と相談の上、実施時期を変更することができる。
- (2) イメージ図やイラスト等を作成する場合は、他の保険者等で使用した実績が無いデザインとする。
- (3) 本業務で取得した個人情報、委託期間終了後も、理由の如何を問わず、漏らしてはならない。
- (4) モデル市町とのやりとりは、セキュリティ、安全性等に配慮して行うこと。
- (5) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (6) 委託料について、単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。
- (7) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (8) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用及び検討会メンバーへの謝金・旅費については原則として委託料に含むこと。
- (9) 県が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。